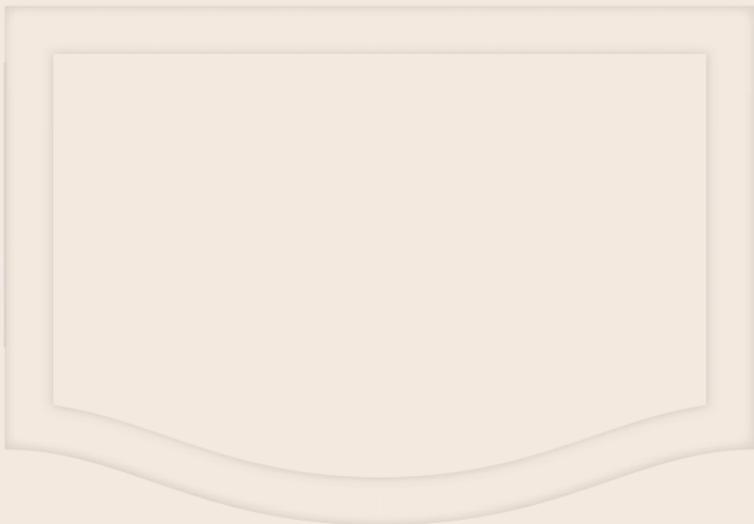


想いのとびら つなぐ・つむぐ・おもい

相続手続サポート



故人が遺した大切な想い。
その想いのとびらをひらくのは、
あなたです。

青く澄みわたる空のもと、

お日さまに照らされてはいつか輝く大地。

故人は、その土地や建物など、かけがえのない財産を
心なぞに遺されたのでしょうか。

失租代り受け継がれる?に誘いや、

大切な家族の将来を託す希望など。

遺産を承継するとは、その想いのとびらをひらくことです。

相続に慣れている人なんていません。

だから、私たち大家士コンサルタントがいるのです。

私たちは金融、税金、不動産のノウハウを活用し、
総合的な力を結集し相続サポートを行います。

各分野の専門家と連携しながら

相続手続きをスムーズにすすめることで

故人の想いのとびらをひらく

お手伝いをいたします。

スターツ証券株式会社
大家士コンサルタント 担当者より

案内人の自己紹介

私たち 大家さんコンサルタント*が お手伝いします。

スターズ証券の『相続手続サポート』は、お仕事などで忙しいご相続人のみなさまのために、TACSの担当者と専門スタッフが、豊富な経験と専門知識に基づき、みなさまの相続手続をお手伝いします。



*大家さんコンサルタント (TACS) … 金融・税金・不動産の各分野を融合させ、横断的に大家さんの“不動産経営”と“不動産承継”のコンサルティングを行います。

各分野の専門家と パートナーシップを 結んでいます。

税理士や司法書士等の専門家でないと行えない業務(税務手続きや登記手続き等)はご相続人のみなさまから直接、ご依頼していただくことになります。ご希望があれば、当社にて専門家をご紹介します。

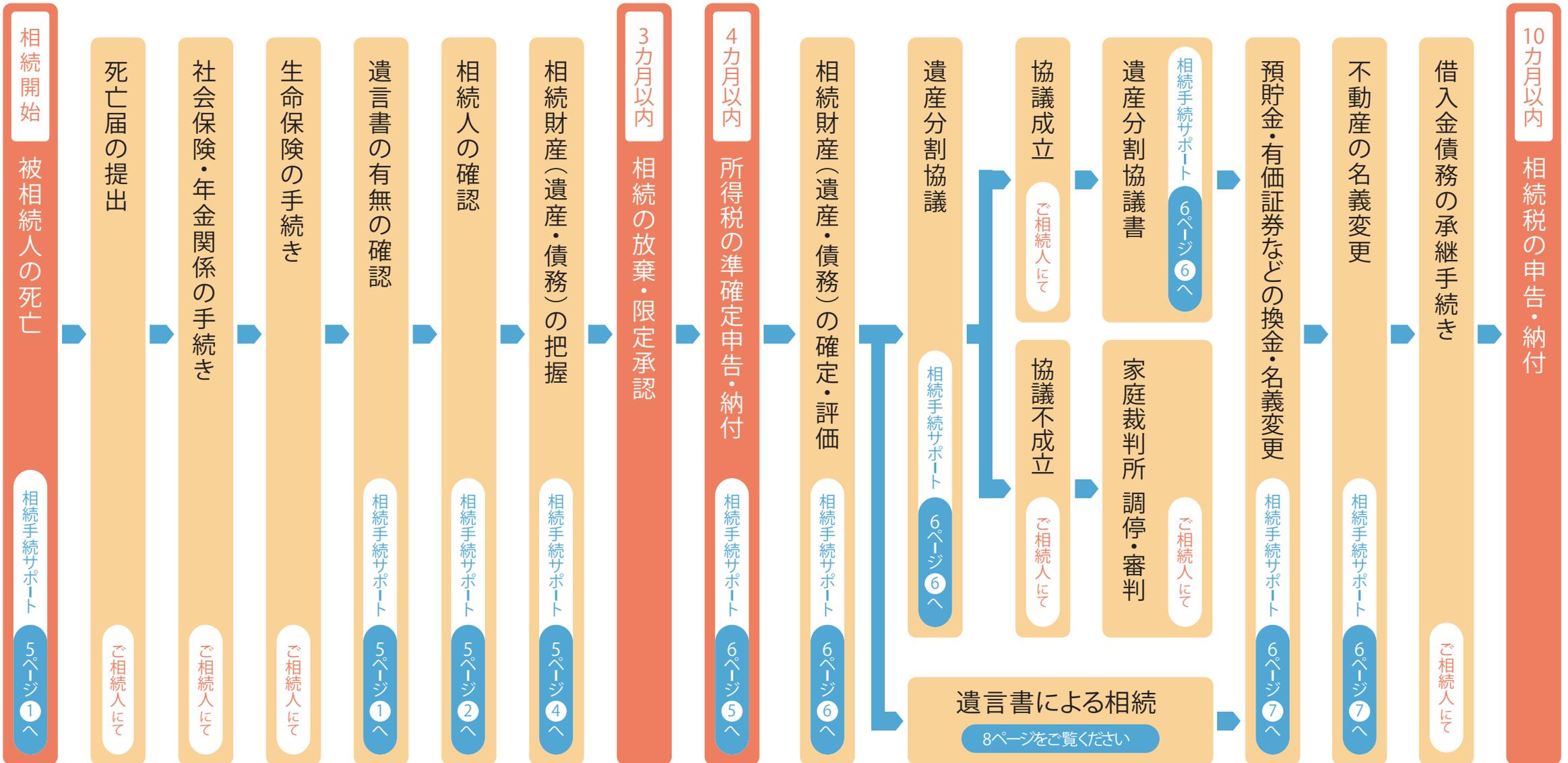


想いのとびらへつづく道のり

煩雑な相続手続きが面倒、どこから手をつけるか分からない、
十分な時間的な余裕がない、高齢で金融機関などに行くのが大変…。
想いのとびらへつづく険しい道のりも、私たちが一緒に歩いています。



相続手続きのスケジュール





一緒に想いのとびらをひらきましょう

大家コンサルタントの「相続手続きサポート」は、
事前のご相談からサポート終了のご報告まで、すべてスタッフが行います。
ご相続人のみならず、寄り添い、想いのとびらを一緒にひらいていきます。

相続手続きサポートの流れ

1 相続手続きに関する事前のご相談

ご相続人全員の状況、ご所有の不動産や金融資産等の遺産の概要、
遺言の有無などを伺い、相続手続きについてアドバイスをいたします。



相続人

事前のご相談

STARTS
スターズ証券株式会社

2 ご相続人の確定

被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本や住民票の除票、ご相続人全員の戸籍謄本や本
籍地の記載がある住民票（戸籍の附票）等を取得していただき、法定相続人を確定いたします。

※弊社提携の司法書士等に取得を依頼される場合は別途費用がかかります。

相続人

手続き

区・市役所

3 遺産コンサルティング業務委任契約書（相続手続きサポート）の締結

ご相続人のみなさまとスターズ証券との間で「遺産コンサルティング業務委任契約書」を締結
していただけます。スターズ証券との窓口となる代表者を、ご相続人のみなさまより選任いた
だき、代表者に確認をとりながら相続手続きのサポートを行っていきます。

※遺産コンサルティング業務委任契約書には相続人全員の署名・押印が必要です。

相続人

遺産コンサルティング業務委任契約書の締結
概算手数料のご説明

STARTS
スターズ証券株式会社

4 遺産の調査、相続財産目録の作成

被相続人の財産や債務を調査し、相続財産目録を作成します。登記識別情報（登記済証）・
金融機関の通帳・有価証券等をお預かりいたします。

相続人

被相続人の財産ご提示
相続財産目録の作成・報告のご相談

STARTS
スターズ証券株式会社

5 所得税、相続税などの資金手当てのアドバイス

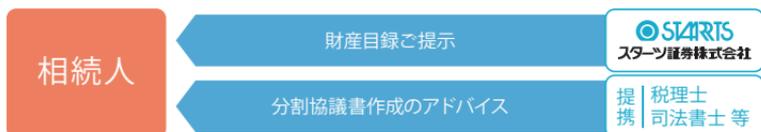
相続開始後4か月以内に所得税の準確定申告・納付、10か月以内に相続税の申告・納付が必要となる場合があります。必要な場合は提携税理士をご紹介し、ご相続人のみなさまの納税資金の手当てについてアドバイスいたします。

※必要な場合は提携税理士をご紹介します。



6 遺産分割協議書作成に関するサポート

遺産のすべてが確定した段階で、ご相続人のみなさまで遺産分割の協議を行っていただけます。ご相続人のみなさまが合意した段階で、遺産分割協議書を作成していただけます。遺産分割協議書の作成にあたって、記載方法などをスタート証券および提携税理士・司法書士等がサポートいたします。



7 遺産分割の実施

遺産分割協議書に基づいて預貯金、有価証券等の財産の名義変更や換金処分、不動産の名義変更手続きを行い、遺産を分割いたします。



8 今後の相続財産の運用をアドバイス

ご相続人のみなさまのご要望により、今後の資産運用や不動産の有効活用等をアドバイスいたします。また提携税理士など各分野の専門家と提携し、相続対策のご提案も行います。



9 相続手続サポート完了のご報告

遺産分割のすべての手続きが完了した段階で、ご相続人のみなさまに「相続手続サポート」完了のご報告をいたします。





相続手続サポートの手数料等

対象財産の相続税評価額^{※1}を基準に下記の率を乗じた額(千円未満切捨て)に対し **A**、**B** の計算の合計金額とします。

- A**
- スターツ証券にて、お預かりしている株式・債券・投資信託などの有価証券
 - スターツグループにて管理している資産^{※2}
- 0.108%



B 上記 **A** 以外の財産に対して

- | | | | |
|----------------------|--------|-----------------------|--------|
| ● 1億円以下の部分 | 0.810% | ● 3億円超5億円以下の部分 | 0.324% |
| ● 1億円超2億円以下の部分 | 0.540% | ● 5億円超10億円以下の部分 | 0.270% |
| ● 2億円超3億円以下の部分 | 0.432% | ● 10億円超の部分 | 0.162% |

〈計算例〉 相続財産が1億円の場合 $1\text{億円} \times 0.81\% = 810,000\text{円}$
 相続財産が2億円の場合 $1\text{億円} \times 0.81\% + 1\text{億円} \times 0.54\% = 1,350,000\text{円}$

相続手続サポートの最低手数料額は上記計算式に関わらず 540,000円 といたします。上記手数料には全て消費税が含まれております。

※1 相続財産の評価額について

相続財産の評価額に関しては、相続税評価額とします。尚、債務の額は減額されませんのでご了承ください。

- 〈一例〉 ①不動産 相続税評価額とします。また、小規模宅地等の特例等により減額される前の評価額となります。
 ②金融資産 ... 各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。

※2 スターツグループにて管理させていただいている資産について

例えば、スターツアメニティー株式会社にて管理契約をさせていただいている建物や駐車場、スターツ信託株式会社にて信託契約をさせていただいている土地等が対象となります。

〈ご留意点〉

- 当社が相続手続サポートをお受する際には、下記の基準を満たしていることを条件とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
 - ・業務を委任いただくことについて相続人のみなさま全員の合意があり、かつ相続人のみなさまの間で円滑に遺産分割協議が成立する見込みがあること
 - ・相続人のみなさまの間で紛争が生じていないこと
 - ・相続人の中に、行方不明者や生死不明者の方がいらっしゃらないこと
 - ・権利の帰属について、係争中の財産、分割が困難な財産、相続手続きが難航すると判断される海外資産などの財産は、業務の対象財産から除外することをご了承ください
 - ・その他、相続手続サポートの円滑な実施に支障をきたす事象がないこと
- 次の業務は、当社ではお取り扱いができません。必要に応じて、各専門家にご相談ください。
 - ・準確定申告、相続申告等の税理士業務
 - ・相続人間の法的紛争等の弁護士業務
 - ・不動産登記等の司法書士業務
 - ・認知等の身分行為に関する業務
- 次の諸費用は、別途お客様のご負担となります。
 - ・不動産登記に関する登録免許税や司法書士に支払う手数料
 - ・戸籍謄本、固定資産税評価額証明書等の発行手数料や郵送費
 - ・預貯金等の残高証明書等の発行手数料(当社で取得する場合)
 - ・不動産の鑑定手数料
 - ・不動産売却に関する手数料
 - ・有価証券等換価換金時の手数料
 - ・相続人間の法的紛争に関わる調停等の弁護士費用
 - ・準確定申告、相続申告などにかかわる税理士報酬
- 報酬について
 当社と締結した「遺産コンサルティング業務委任契約書」第4条に基づき、万が一業務の処理が不能となった場合や、解約となった場合においても、それまでの業務の報酬として324,000円(税込)および業務にかかった実費をお支払いいたします。



相続手続サポートの必要書類

● ご相談時・お申込時に必要な書類

被相続人に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生から死亡までの戸籍・除籍謄本 ● 住民票の除票
相続人に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍謄本 ● 戸籍の附票または本籍地の記載のある住民票

※戸籍謄本等の取得を司法書士等の専門家へ依頼される場合には委任状等が必要となります。また、別途費用がかかります。

● ご契約時・遺産分割協議時の主な書類等

ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● ご実印、印鑑証明書（相続人全員）
不動産に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ● 所在地図・公図 ● 固定資産評価証明書 ● 土地・建物賃貸借契約書
金融資産	<ul style="list-style-type: none"> ● 預貯金等の通帳・証書 ● 証券会社の取引残高報告書等
その他財産	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証券 ● 貸付金契約書
借入金債務 未払公租公課 葬式費用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入金証明書 ● 固定資産税・住民税等の納付書 ● 葬儀費用の領収書 ● 諸費用請求書・領収書

※上記はご提出いただく書類の一例となります。相続手続サポートの内容によっては、他の書類が必要となる場合がございます。

未来への手紙（遺言サポート）のご紹介

遺言書を作成しておけば、ご自身の意志に沿ったかたちで財産を残すことができます。相続発生後の財産分割方法を具体的に指定することで相続を争続にせず、財産をスムーズに後継者へ継承できるのです。

遺言書の作成やサポートは、すべて大家さんコンサルタントにお任せください。





〒134-0088 東京都江戸川区西葛西3-22-21 KYUビル5F
TEL:03-3686-5213 www.starts-sc.com

証券-TACS-00000